明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○内閣府・国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定にする主務省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通四）　一
〔省　令〕
○旅行業法施行規則の一部を改正する省令（国土交通八九）　二
〔告　示〕
○麻しんに関する特定感染症予防指針の一部を改正する件（厚生労働五八四）　三
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（同五八五）　四
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同五八六）　三
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産二五九〇）　六
○肥料の名称又は生産業者若しくは輸入業者の名称若しくは住所の変更に係る届出があった件（同二五九一）　二〇
○肥料の登録を失効した件（同二五九二）　二〇
○福島県双葉郡川内村の特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置の実施に係る事項を告示する件（環境一六八）　三
○道路に関する件
（東北地方整備局一八九、一九〇）　三
○都市計画に関する件
（関東地方整備局四二二）　三
○高速自動車国道に関する件
（九州地方整備局一七一、一七二）　三
○自動車専用道路に関する件（同一七三）　三
○道路に関する件（同一七四、一七五）　三
○道路に関する件
（北海道開発局一一九～一二一）　三
〔人事異動〕
総務省　三
〔官庁報告〕
国家試験　三
土地家屋調査士試験合格者（法務省）　三
海事代理士試験合格者（国土交通省）　三
〔公　告〕
諸事項　三
裁判所
破産、免責、再生関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　四
会社その他
会社決算公告　四

府令・省令

○内閣府・国土交通省令第四号

構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十三号）の施行に伴い、及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十四条の規定に基づき、内閣府・国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する主務省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦
国土交通大臣　羽田雄一郎

内閣府・国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する主務省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める命令の一部を改正する命令

内閣府・国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する主務省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める命令（平成十七年内閣府・国土交通省令第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

内閣府・国土交通省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令

第二条及び別表を削り、第一条中「構造改革特別区域内において、」を「構造改革特別区域において、地域特性に応じた道路標識設置事業（」に改め、「図るため、」の下に「寸法を縮小した」を加え、「を縮小する」を「を設置する事業をいう。）を実施し又はその実施を促進する」に、「の寸法（柱」を「（都道府県道又は市町村道に設けるものを除く。）の寸法（柱」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この命令の施行の際、現にこの命令による改正前の内閣府・国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する主務省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める命令第一条の規定の適用を受けている案内標識及び警戒標識（都道府県道又は市町村道に設けるものに限る。）の寸法であって、これらに係る道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第三項の規定に基づく条例が制定施行されていないものについては、この命令の施行の日から、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）第三十三条（道路法第四十五条の改正規定に限る。）の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、この命令による改正後の内閣府・国土交通省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令の規定にかかわらず、なお従前の例による。